

日独セミナー「原子力から再生可能エネルギーへのシフト」
～日本とドイツが互いに学びあえること～
主催：脱原発をめざす首長会議
20140712

市民共同発電所と地域立法
(地域自然エネルギー基本条例の制定について)

滋賀県湖南市長 谷 畑 英 吾

再生可能エネルギー 現状

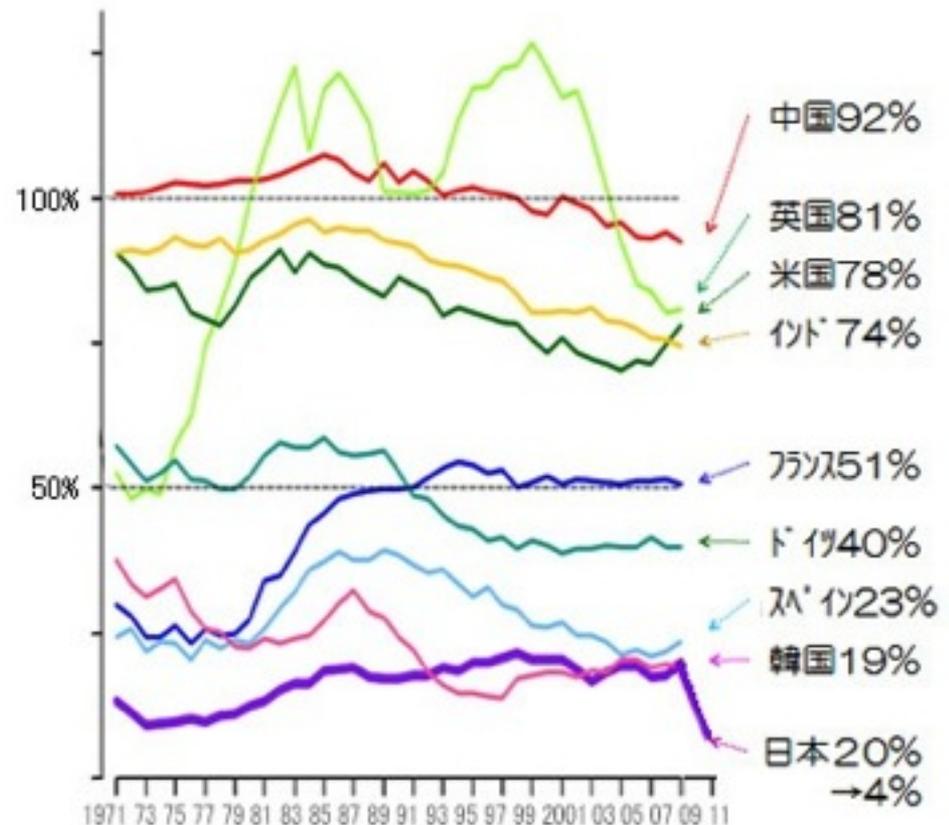
自然エネルギーは地域のもの
コナシ市民共済電

【我が国の年間発電電力量の構成(2012年度)】



(出所)電気事業連合会「電源別発電電力量構成比」

【各国エネルギー自給率(原子力含む場合)の推移】



(出所)IEA「Energy Balance of OECD Countries 2011」

普及妨げの要因

自然エネルギーの特性

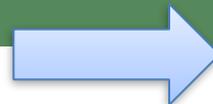
- 太陽光は曇り、雨の日は発電量が低下
- 風力発電は風速や風向の影響で変動



安定性にかける

土地・資源利用や制度課題

- 自然公園法・農地法・河川法



規制による導入断念

電力系統の課題

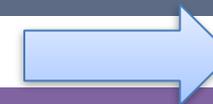
- 系統連系の制約



地域資源が生かせない

コスト・資金の課題

- 普及率が低いため、量産体制が整っていない
- 市場参入する主体が限られる



資金の調達ができない

電気料金の課題

- 再生可能エネルギー賦課金上昇



再生可能エネルギーの否定

固定価格買取制度

住宅用F I T制度導入後の導入量【2014年3月末】

- 住宅用太陽光発電
- 227.6万kW
- 買取制度導入前の累積導入量 約470万kW



非住宅用(10kW以上)F I T制度導入後の導入量【2014年3月末】

- 非住宅用
- 643.9万kW・・・約7倍

買取制度導入前の累積導入量 約90万kW



調達価格の区分の見直し、10kW未満の全量買取

再生可能エネルギー発電設備の導入状況について（3月末時点）

- 太陽光発電設備の導入が、引き続き順調に継続し、固定価格買取制度導入後の再生可能エネルギー発電設備の累計導入実績は、容量ベースで、895.4万kW（認定容量比で13%）、件数ベースで、約62万件（認定件数比で52%）となりました。

＜平成26年3月末時点における再生可能エネルギー発電設備の導入状況＞

設備導入量（運転を開始したもの）

再生可能エネルギー発電設備の種類	固定価格買取制度導入前	固定価格買取制度導入後		認定容量
	平成24年6月末までの累積導入量	平成24年度の導入量（7月～3月末）	平成25年度の導入量	固定価格買取制度導入後 平成24年7月～平成26年3月末
太陽光（住宅）	約470万kW	96.9万kW	130.7万kW	268.8万kW
太陽光（非住宅）	約90万kW	70.4万kW	573.5万kW	6,303.8万kW
風力	約260万kW	6.3万kW	4.7万kW	104.0万kW
中小水力	約960万kW	0.2万kW	0.4万kW	29.8万kW
バイオマス	約230万kW	3.0万kW	9.2万kW	156.5万kW
地熱	約50万kW	0.1万kW	0万kW	1.4万kW
合計	約2,060万kW	176.9万kW	718.5万kW	6,864.2万kW (1,199,482件)
		895.4万kW（619,701件）		

時代認識

戦後パラダイムの終焉

- 人口減少社会、高齢社会、成熟社会
- 社会保障経費の増大
- 国債依存体質（将来世代からの借金で生活）

- 一億総中流社会の崩壊
- 世代間意識格差、経済財政制度の持続可能性に赤信号

セカンド・インパクトとしての東日本大震災

- ・ ファースト・インパクト 阪神淡路大震災

NPOの役割に注目（行政の限界）

- ・ セカンド・インパクト 東日本大震災

地域の絆の再確認（防災の限界）

原子力エネルギーの危険認知

自治とは何かの問いかけ（福島県浜通り）

情報の過度な統制、透明性の欠如

国民の安全と民主政治の健全性の確保

帰還困難区域の現状

地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

例:富岡町

仮事務所は
郡山市
いわき市
三春町
大玉村

普通地方公共団体の区域は、従来の区域による。

市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

帰宅困難区域の存在

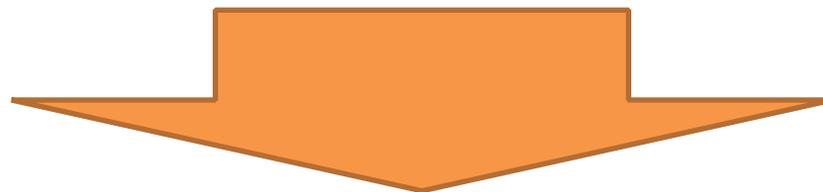
住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

住民は全国へ離散

税・・・

異形の自治体の出現

国全体のエネルギー政策、地方政策の破たん

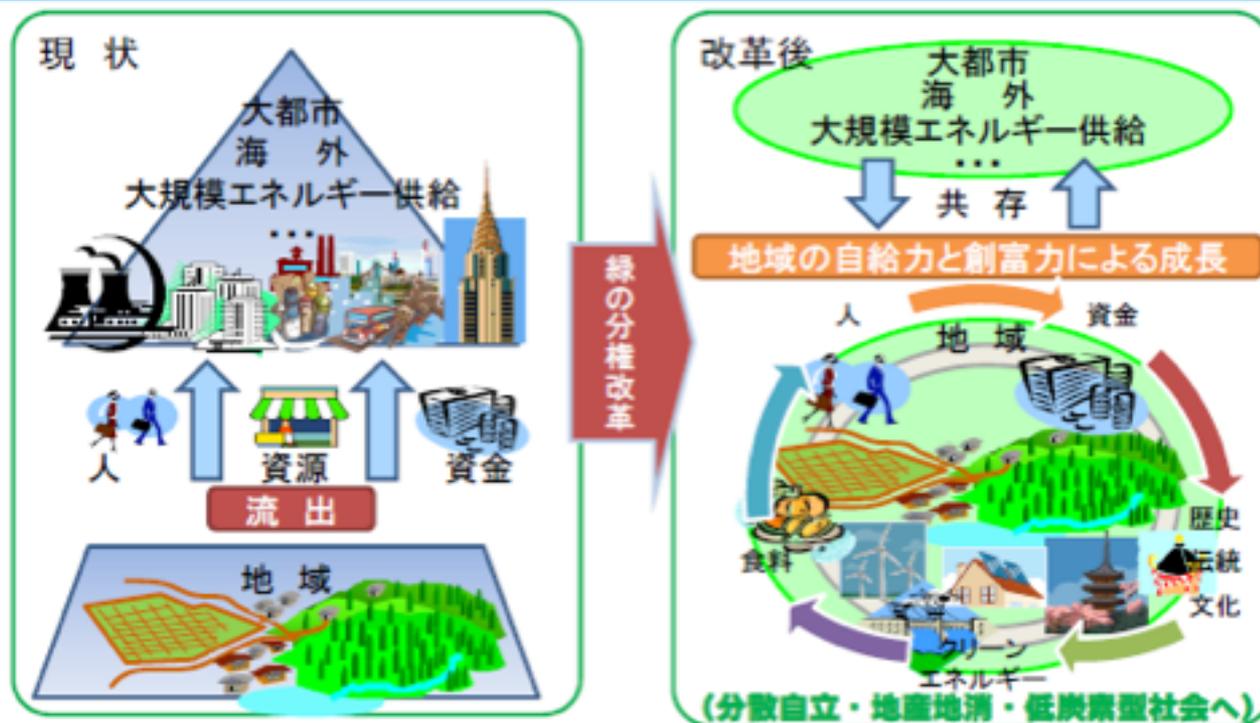


地方自治体が実務的にどうカバーしていくか

緑の分権改革

緑の分権改革とは

○ 緑の分権改革とは、それぞれの地域が、森・里・海とそれにはぐくまれるきれいな水などの豊かな資源とそれにより生み出される食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みを創り上げていくことによって、地域の活性化、「絆」の再生を図り、「地域から人材、資金、資源が流出する中央集権型の社会構造」から、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を実現しようとするもの。



「地域の自給力と創富力(富を生み出す力)を高める地域主権型社会」への転換

経済の地域内循環を進める

- 新しい経済エネルギー政策のモデルづくり
- 地域自然エネルギーの地域資源位置づけ
- 市民共同発電所と地域商品券のコラボ
- 障がい者自立支援、地域特産品開発
- 福祉的施策からの自立と労働環境整備
- 観光発掘と地域アイデンティティの構築

エネルギー条例制定へ

明らかとなった課題

電力供給源の自立分散

経済の地域循環の必要性

送電ロスの解消

さりげない支え合い

自然エネルギーの多様性

不在電力地主の排除

自然エネルギーは地域固有の資源

市民共同発電の推進

条例化へ

エネルギー条例制定へ

自然エネルギーは地域のもの
コナシ市民共済会

◆ JSTシンポジウム

2012年6月6日

主催：JST（独立行政法人 科学技術振興機構）

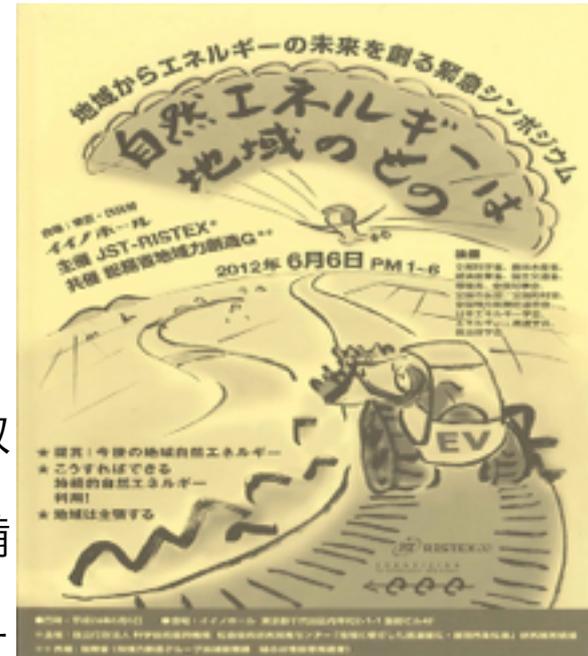
共催：総務省

「自然エネルギーは地域のもの」

～地域からエネルギーの未来を創る緊急シンポジウム～

- (1)地域が、地域にある自然エネルギー資源の価値に気づき、その持続的な利用と公平な運用による地域の創富力向上に取り組むこと。
- (2)地域が、(1)を具現化するための各種の政策的枠組みの整備に取り組むこと。★
- (3)関係する専門家、企業、報道機関、NPO及びエネルギーの需要家等が、(1)、(2)を尊重して自然エネルギーの適正な利用促進に取り組むこと。
- (4)私たち皆が、上記(1)～(3)の推進に必要なとされる総合的な企画力のある人材の育成に地域内外で取り組むこと。

～「自然エネルギーは地域のもの」シンポジウム資料よ



条例の基本理念に、
「自然エネルギーは
地域のもの」を据え
る。

地域自然エネルギー—基本条例

自然エネルギーは地域のもの
コトノ市民共同発電

◆ 湖南省地域自然エネルギー基本条例

地域に存在する自然エネルギーは地域固有の資源である。

地域に根差した主体が、地域の発展に資するように活用することが必要である。

地域経済の循環に貢献できるような自然エネルギーの活用には一定のルールが必要である。

市、事業者および市民の役割を明らかにするとともに、地域が主体となった取り組みにより地域社会の持続的発展に寄与する。

地域自然エネルギー—基本条例

■ 前文

- 東日本大震災とこれに伴う世界に類をみない大きな**原子力発電所事故**は、わが国のまちづくりやエネルギー政策に大きな転換を余儀なくしました。これからのエネルギー政策について新たな方向性の確立と取り組みが求められています。
- 湖南省では、全国に先駆けて**市民共同発電所**が稼動するなど、市民が地域に存在する自然エネルギーを共同で利用する先進的な取り組みが展開されてきました。
- 自分の周りに存在する自然エネルギーに気づき、**地域が主体**となった自然エネルギーを活用した取り組みを継続的に進めていくことが大切です。
- わたしたちは、先達が守り育ててきた環境や自然エネルギー資源を活かし、その活用に関する**基本理念**を明らかにするため、ここに湖南省地域自然エネルギー基本条例を制定します。

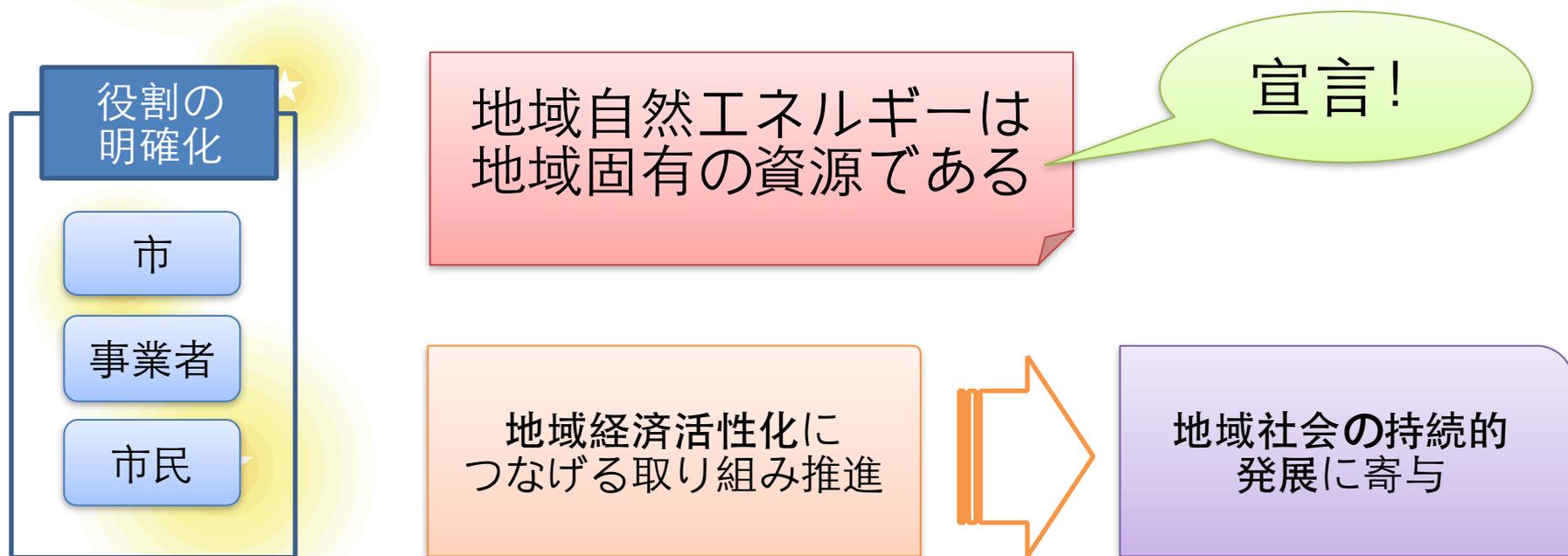
地域自然エネルギー基本条例

自然エネルギーは地域のもの
コトノ市民共同発電

◆ 湖南省地域自然エネルギー基本条例

(目的)

第1条 この条例は、地域における自然エネルギーの活用について、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、地域固有の資源であるとの認識のもと、地域経済の活性化につながる取り組みを推進し、もって地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。



地域自然エネルギー基本条例

自然エネルギーは地域のもの
コトシ市民共同発電

◆ 湖南省地域自然エネルギー基本条例

(定義)

第2条 この条例において「自然エネルギー」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 太陽光を利用して得られる電気
- (2) 太陽熱
- (3) 太陽熱を利用して得られる電気
- (4) 風力を利用して得られる電気
- (5) 水力発電設備を利用して得られる電気（出力が1,000キロワット以下であるものに限る。）
- (6) バイオマス（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条第2号に規定するバイオマスをいう。）を利用して得られる燃料、熱又は電気

太陽光発電

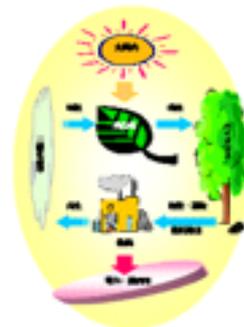
太陽熱

太陽熱発電

風力発電

小水力発電

バイオマス発電



地域自然エネルギー基本条例

◆ 湖南省地域自然エネルギー基本条例

(基本理念)

第3条 地域に存在する自然エネルギーの活用に関する基本理念は次のとおりとする。

- (1) 市、事業者及び市民は、相互に協力して、自然エネルギーの積極的な活用をめぐるものとする。
- (2) 地域に存在する自然エネルギーは、地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつその活用を図るものとする。
- (3) 地域に存在する自然エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように活用するものとする。
- (4) 地域に存在する自然エネルギーの活用にあたっては、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に十分配慮するものとする。

市、事業者、
市民の
相互協力

自然エネルギーの積極
活用

経済性配慮

持続性

地域主体による地域発展
への活用

地域内での公
平性配慮

他者への影
響配慮

地域自然エネルギー基本条例

自然エネルギーは地域のもの
コトノ市民共同発電

◆ 湖南省地域自然エネルギー基本条例

(市の役割)

第4条 市は、地域社会が持続的に発展するように、前条の理念に沿って積極的に人材を育成し、事業者や市民への支援等の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自然エネルギーの活用に関し、第3条の理念に沿って効率的なエネルギー需給に努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、自然エネルギーについての知識の習得と実践に努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、自然エネルギーの活用を努めるものとする。

市の役割

人材育成
事業者・市民支援

事業者の役割

効率的な
エネルギー需給

市民の役割

知識の習得と実践
自然エネルギー活用

地域自然エネルギー—基本条例

自然エネルギーは地域のもの
コトノ市民共闘電

◆ 湖南省地域自然エネルギー基本条例

(連携の推進等)

第7条 市は、自然エネルギーの活用に関しては、国、地方公共団体、大学、研究機関、市民、事業者及び民間非営利活動法人その他の関係機関と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。

(学習の推進及び普及啓発)

第8条 市は、自然エネルギーの活用について、市民及び事業者の理解を深めるため、自然エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。



コナン市民共同発電所 初号機

自然エネルギーは地域のもの
コナン市民共同発電所

わたしが未来のためにできること

想像してみてください私たちの地球の姿を
一歩を踏み出すことで変わっていく未来

自然のちからファンド

アースソーラー

(コナン市民共同発電所 初号機)

◆ 初号機～バンバン市民発電所

設置場所 社会福祉法人オープンスペース
れがーと バンバン作業所屋根
設置規模 20.88kW
総事業費 8,000,000円
募集口数 1口10万円 80口募集
出資配当 地域商品券
売電開始 2013年2月22日



市民が共同して設置する太陽光発電所と
地域活性化の両方を応援する
市民ファンド



こにゃん

当ファンドの詳しい情報・お問合せはインターネットから

<http://tvt-f.jp>



販売用資料
2012.10

トランスバリュー信託株式会社 (登録番号計(金)監第379号) 宅地建物取引業登録(国土交通省大臣登録番号第22号) 社団法人信託協会会員

transvalue

トランスバリュー信託株式会社

売電益 1,104,600円
(想定より264,600円増)

2013/02～2014/02
発電量 26,300kWh
(予想量
20,720kWh)



コナン市民共同発電所 式号機

自然エネルギーは地域のもの
コナン市民共同発電

◆ 式号機～甲陸市民発電所

設置場所 甲西陸運株式会社
設置規模 105.6kW
総事業費 36,000,000円
募集口数 1口10万円 360口募集
出資募集 4月16日～6月15日
元本償還 1口目は地域商品券
 2口目以降現金か地域商品券選択
出資配当 地域商品券
売電開始 2013年9月25日

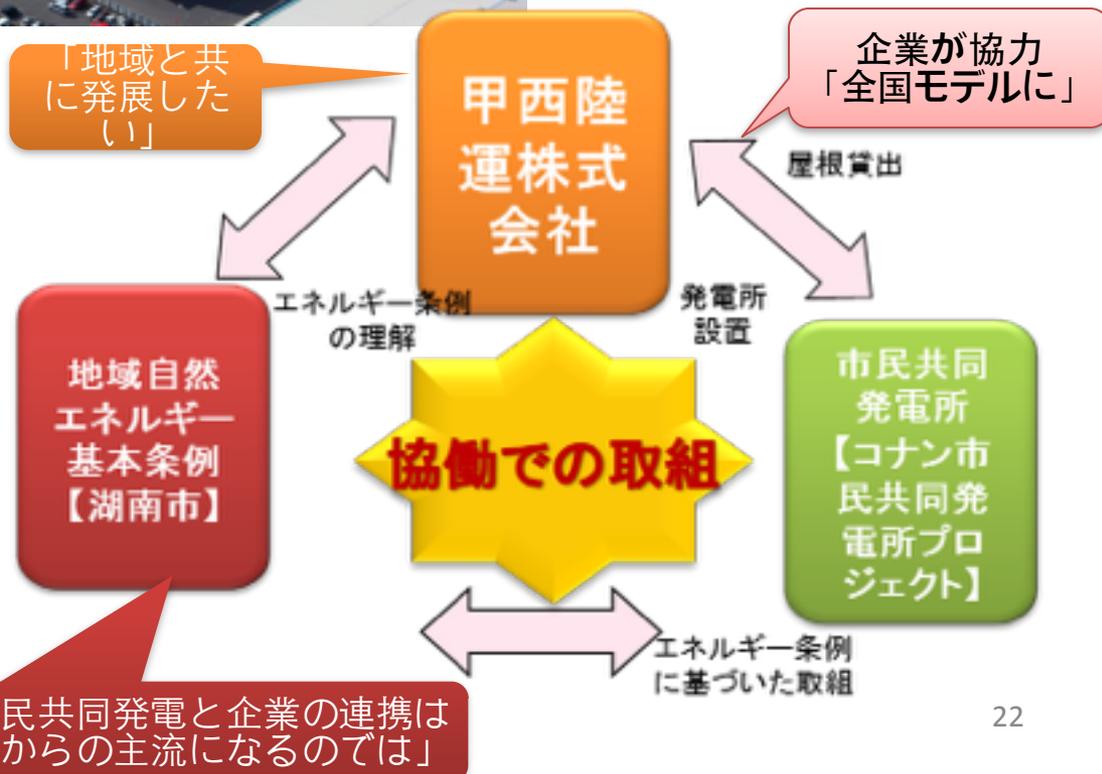


式号機設置場所



1.0メガ

甲陸クリーンエネルギーセンター



コナン市民共同発電所 3号機

自然エネルギーは地域のもの
コナン市民共同発電所



2013/09~2014/05
発電量 72,896kWh
(予想量
61,641kWh)

売電益3,096,160円
(想定より 820,260円
増)



市民共同発電と立命館 大学との共同

自然エネルギーは地域のもの
コトノ市民共同発電

京都新聞 2013/11/10



立命大と「地域おこし協力隊」共同 16日イベント
湖南のエネルギー事業知って

立命館大は16日、湖南市中央1丁目の平和堂甲西中央店で、地域エネルギー関連のイベントを行う。湖南市が地域活性化に貢献してもらうため、市民らに委嘱した「地域おこし協力隊」との共同プロジェクト。クイズやソーラーカーの展示などで同市が取り組む市民共同発電所プロジェクトや地域循環型社会の実現をPRする。

16日に関く地域エネルギー事業のPRイベントについて説明する立命館大の学生ら(湖南市役所)

地域おこし協力隊

クイズやソーラーカー試乗

同大学経営学部の実践型科目「プロジェクト研究」の一環として実施する。当日は午前10時から午後4時まで市のエネルギー24事業についてクイズで答えてもらい、参加者に会場だけで使えるスタンブラリー形式の「地域通貨券」を発行。クイズの正答数に応じてソーラーカーの試乗や、ミニソーラーカーが作れるワークショップへの参加、市特産品の割引などの特典を付ける。

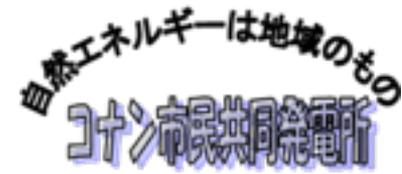
このほか、会場では市民共同発電所を軸にした地域循環型社会のモデルケースを組み立てて玩具で展示し、市のゆるキャラ「こにゃん」も登場してイベントを盛り上げる。

イベントを企画した同学部の松田篤さん(21)は「3年」と永管将也さん(22)は「1回」は「太陽光の力や先進的な地域のエネルギーシステムを知ってほしい」と話す。市は太陽光パネルでエネルギーを得る、市民出資の共同発電所2基を稼働中で、関西電力に売電している。(加藤秀生)



記者会見 2013/11/05 湖南市役所

地域自然エネルギー一市民連続講座



2014年2月20日
スマートコミュニティ

2014年2月28日
芋発電・バイオマス

2014年3月8日
ロハス生活・小水力発電

市民連続講座「自然エネルギー一市民連続講座」

スマートコミュニティと地域経済循環 ～長野県飯田市の事例から～

【講師】飯田市スマートコミュニティ推進事務局 事務局 企画 川口 寛人氏 / 飯田市スマートコミュニティ推進事務局

目的
市民共同発電所等をはじめとした自然エネルギーを活用した取り組みを進めていくために、地域・コミュニティ関係のあり方を「スマートコミュニティ」として新しくつくりあげていくことが求められています。
飯田市においても、地域自然エネルギー基本条例が平成24年に制定され、具体的なものづくりへの展開・実施を進めていくことが期待されます。
今回は全国でも先進地としてスマートコミュニティの取り組みを進めている地域に選ばれている宇治郡飯田市・実業家をお招きして、講演いただきます。

日時
平成26(2014)年
2月20日(木)
13時30分から15時30分

会場
中央まちづくりセンター
大講堂 (飯田市中央1-1)

プログラム
13:30～15:00【講演】
「スマートコミュニティと地域経済循環
～長野県飯田市の事例から～」
飯田 豊 教授
長野県飯田市におけるスマートコミュニティと地域発展とのつながりを事例に即してお話しさせていただきます。
15:00～【意見交換・質疑応答】(要)

参加方法
①氏名
②お名前または住所
③連絡先(お名前以外の方、下記までお申込みください)
長野県飯田市 地域エネルギー課
TEL 0266-71-2300 FAX 0266-71-2000
e-mail: energy@city.ijida.nagano.jp

参加費無料

シソーワ電力会社(組合)
Shi-so-wa Denryoku Kaisha (Kumiai)
〒390-0001 長野県飯田市大町1-1-1
TEL 0266-22-1111 FAX 0266-22-1112

市民連続講座「自然エネルギー一市民連続講座」

芋発電・バイオマスの面白さと可能性 ～福島県川俣町の事例を中心に～

【講師】飯田市スマートコミュニティ推進事務局 事務局 企画 川口 寛人氏 / 飯田市スマートコミュニティ推進事務局

目的
市民共同発電所等をはじめとした自然エネルギーの推進にあたっては、より多くの市民が活躍に参加出来るよう、関心を持っていただくことが大切です。
今回は身近なエネルギーとして注目されているバイオマスエネルギー、その中でも「燃料用の芋」を使った発電システムの開発に取り組まれている造道大学の鈴木高広先生に、「福島県川俣町」における芋どもたちをふくめた実証実験の取り組みなど「身近でだけでも参加できるエネルギーづくり」に関してお話しいただきます。

日時
平成26(2014)年
2月28日(金)
午後7時から午後8時30分

会場
サンライフ甲西 大ホール
(飯田市中央1-1)

プログラム
【講演・質疑応答】
「芋発電・バイオマスの面白さと可能性
～福島県川俣町の事例を中心に～」
造道大学 生物理工学部
鈴木高広 教授
これまで鈴木先生が開発されてきた「芋発電」の仕掛けの仕組みと、飯田市における推進状況、そして現在取り組んでおられる事業に関して、飯田市 福島県川俣町の事例を交えながら、芋発電・バイオマスの可能性をわかりやすくお話しさせていただきます。

参加方法
①氏名
②お名前または住所
③連絡先(お名前以外の方、下記までお申込みください)
飯田市中央 地域エネルギー課
TEL 0266-71-2300 FAX 0266-71-2000
e-mail: energy@city.ijida.nagano.jp

参加費無料

市民連続講座「自然エネルギー一市民連続講座」

身近な自然エネルギー(小水力)活用と 地域循環・活性化フォーラム

【講師】飯田市スマートコミュニティ推進事務局 事務局 企画 川口 寛人氏 / 飯田市スマートコミュニティ推進事務局

目的
自然エネルギーの導入を進めていくためには、具体的な・実践的なノウハウや技術を学ぶことが大切です。
本フォーラムは、「再生可能エネルギーを活用したまちづくり、地域活性化」と「小水力発電」のそれぞれの分野で積極的に事業を行っている実業家・技術者のご経験・知見をお話しいただきます。
当日は、小水力の発電実験を行っている現地見学なども行います。
ぜひみなさまの参加をお待ちしております。

日時
平成26年(2014年)
3月8日(土)
午前10時～12時30分

会場
じゅらくの里 研修室等
(飯田市中央1-1)

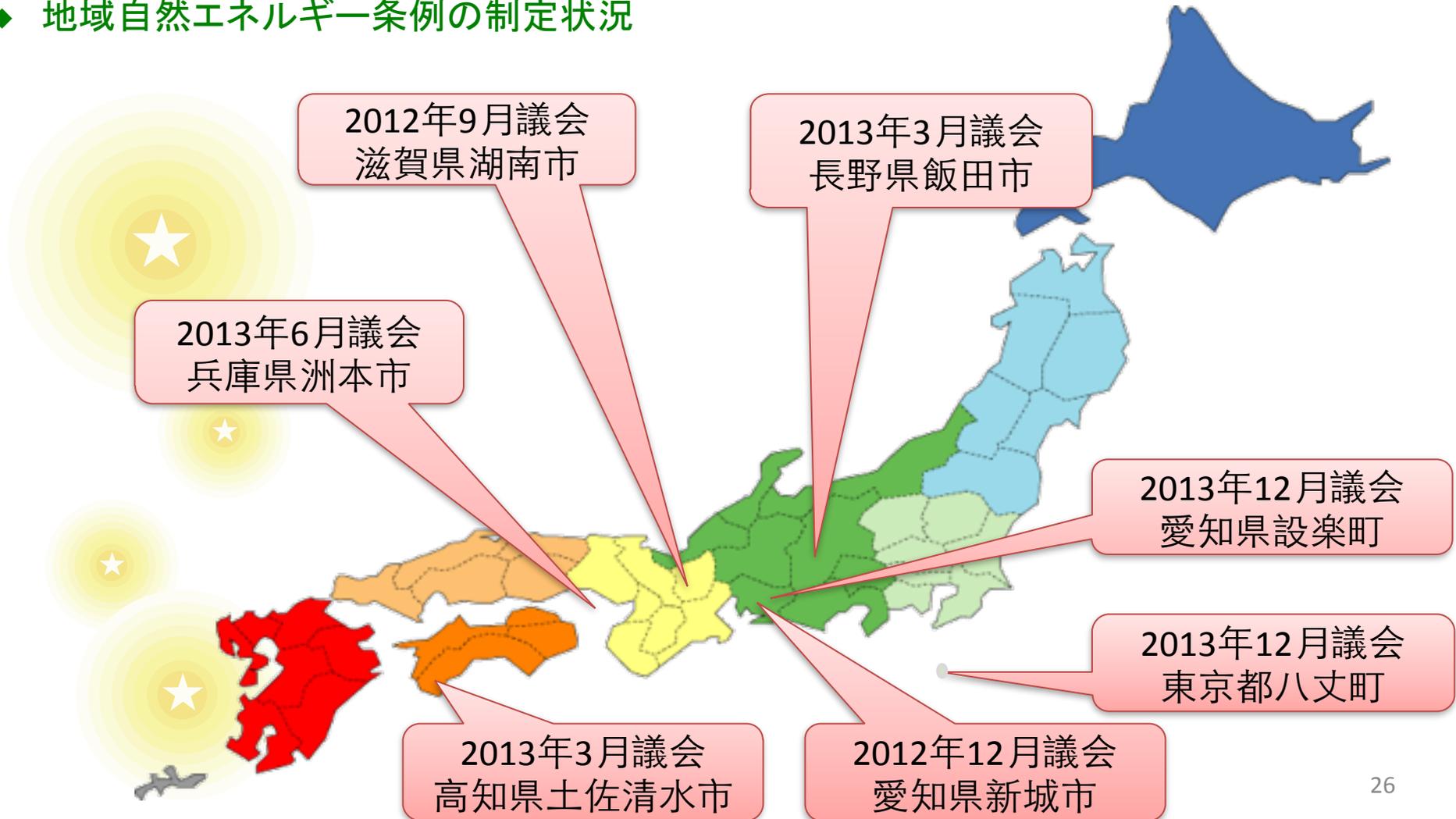
プログラム
10:00～11:00【講演】
「再生可能エネルギーとまちづくり、地域活性化」
環境カウンセラー 大和田順子 氏
全国各地の再生可能エネルギーとまちづくり、地域活性化の取り組みについてご紹介いただきます。
11:00～12:30【講演・見学】
「小水力発電の取り組み・基本技術の紹介
～京市島津等の取り組みを中心～」
株式会社マツバ 今井啓太 氏

参加方法
①氏名
②お名前または住所
③連絡先(お名前以外の方、下記までお申込みください)
飯田市中央 地域エネルギー課
TEL 0266-71-2300 FAX 0266-71-2000
e-mail: energy@city.ijida.nagano.jp

参加費無料

政策の伝播

◆ 地域自然エネルギー条例の制定状況



フト思フタ國民的課題

_____日本國憲法改正條文案

___日本國憲法の一部を次のやうに改正する。

___第二十五條に次の一項を加へる。

___國は、世代間の公平性に配慮した安全で持続性のあるエネルギーの生産、供給及び利用に努めなければならない。

_____付___則

___この憲法は、公布の日から施行する。